

鳥取県原子力発電施設等緊急時安全対策費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県原子力発電施設等緊急時安全対策費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号）第2条2に規定する「原子力緊急事態」において、その地理的条件から即座避難が容易でない想定される等の事情により、災害対策基本法第49条の10に規定する避難行動要支援者が一定期間その場にとどまらざるを得ないことが想定される病院、診療所、高齢者福祉施設及び障害者支援施設（以下「病院等」という。）を対象として、放射性物質又は放射線の異常な放出への対策（以下「防護対策」という。）を講じることによって、住民等の安全の確保など原子力防災対策の一層の充実・強化を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、中国電力株式会社島根原子力発電所から概ね30キロメートル圏内に所在する病院等に対する放射線防護対策の強化に係る事業（以下「補助事業」という。）について、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表第1欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表第2欄に定める率（以下「補助率」という）を乗じて得た額以下とする。

3 鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、毎年知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号から様式第2号までによるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、知事が、その財源に充当する国

の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として30日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、増額を伴う変更以外の変更とする。

- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。
- 3 規則第12条第3項の申請書には、変更等の内容を記載した様式第1号から第2号までによる書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

（実績報告の時期等）

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、その年度における補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日までに行わなければならない。

- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号から様式第2号までによるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により、速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（財産処分の制限）

第8条 本補助金は、本補助金により取得した設備その他の財産（取得価格及び効用の増加価格が単価50万円未満のものを除く。）を補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、知事が別に定める財産の処分の制限期間を経過した場合は、この限りでない。

（雑 則）

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、原子力発電施設等緊急時安全対策交付規則（昭和55年科学技術庁・通商産業省告示第3号）、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金運用の手引き（令和3年4月1日付け内閣府統括官）及び危機管理局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月7日から施行する。

別表

1 補助対象経費	2 補助率
一 防災活動資機材等整備事業 放射線防護対策施設の維持管理及び資機材等の維持管理に 要する費用のうち、県が認めるもの 例) 非常用水、食料、資機材の整備及び維持管理に係る 費用 等	10/10

様式第1号（第4条、第7条関係）

令和 年度鳥取県原子力発電施設等緊急時安全対策費補助金事業計画（報告）書

1 事業の名称

2 事業の目的

3 事業の概要

4 他の補助金の活用の有無（有・無）

*他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

*「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

5 消費税の取扱い

次のいずれかに○をしてください。

一般課税事業者 / 簡易課税事業者 / 免税事業者

6 その他

*補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載してください。

また、今後、当該建物（設備、備品を含む）に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合は、その内容を記載してください。

様式第2号（第4条、第7条関係）

令和 年度鳥取県原子力発電施設等緊急時安全対策費補助金収支予算（決算）書

収入

（単位 円）

区分	本年度予算額（A）	本年度決算額（B）	差引（B－A）	備考
合計				

支出

（単位 円）

区分	本年度予算額（A）	本年度決算額（B）	差引（B－A）	備考
合計				

（補助事業者） 様

鳥取県知事 （氏名） 印

〇〇年度鳥取県原子力発電施設等緊急時安全対策費補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県原子力発電施設等緊急時安全対策費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、……………とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、……………とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額等について、鳥取県原子力発電施設等緊急時安全対策費補助金交付要綱（平成27年8月7日付第201500058068号鳥取県福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、その收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則（昭和55年科学技術庁・通商産業省告示第3号）の規定に従わなければならない。

鳥取県知事 様

住所
団体名
代表者名 印

年度鳥取県原子力発電施設等緊急時安全対策費補助金に係る消費税仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号で交付決定のあった補助金について、鳥取県原子力発電施設等緊急時安全対策費補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1	補助金の実績報告額又は確定額	金	円
2	実績報告時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4	補助金返還額（3－2）	金	円

（注） 内訳資料その他参考となる資料を添付してください。